

随意契約における見積業者選定要領

(平成 20 年 5 月 27 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、熊取町建設工事等随意契約事務取扱要領第 2 条第 1 項に定める対象工事等の内、契約規則第 21 条に定める 130 万円未満の工事及び 50 万円未満の業務に係る見積業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第 2 条 見積業者の選定にあたっては、見積依頼担当課を担当する部長が対象工事等ごとに抽選による方法において行うものとする。

2 抽選による業者数は 3 者以上を選定するものとする。なお、一度抽選により選定された者は、対象工事等を受注するしないに関わらず、一度も抽選の対象となっていない者が存在する場合は、同一年度内には抽選の対象としない。

3 抽選により熊取町指名競争入札要綱別表一 1 の各種類における D 等級又は別表一 2 の C 等級のすべての業者が同一年度内に選定されたときは、前各項の方法により繰り返し行うものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。